高橋 英治

学位の種類 博士(法学)

学位記番号 法博第30号

学位授与年月日 平成9年3月19日

学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当

研究科•専攻 東北大学大学院法学研究科

(博士課程後期3年の課程) 私法学専攻

学位論文題目 従属会社の少数派保護の研究

ードイツ法を中心としてー

論文審査委員 (主査)

教 授 関 俊 彦 助教授 吉 原 和 志

論文内容の要旨

本論文は、ドイツにおけるコンツェルン法の発展の過程を株式会社と有限会社のそれぞれについて明らかにするとともに、その検討に基づき、将来のわが国のコンツェルン立法のために、従属会社における少数株主・社員の保護のあり方について具体的な立法論的提案を試みるものである。序と結語に挟まれた本文は、計四部から構成されている。

第一部では、世界で初めて体系的なコンツェルン規制を導入した1965年ドイツ株式法を対象として、コンツェルン法の発展を扱う。この規制は、契約コンツェルン(支配企業と従属会社との間の支配契約に基づくコンツェルン)を本来的な形態としながら、事実上のコンツェルン(支配契約に基づかないコンツェルン)が存在することをも容認しているが、第一部は、初めに契約コンツェルン規制の沿革および事実上のコンツェルンが認められるに至る形成過程と株式法成立後の解釈論争を跡付ける。次いで、事実上のコンツェルン規制の欠陥として、①不利益補償制度が支配企業の損害賠償責任の機能および決算検査役や監査役による監視活動を弱めていること、②従属報告書によるコンツェルン内部取引の検査制度について、支配企業からの影響力行使の事実の確認の困難さ、適正さを判断する基準の不明確さ、決算検査役や監査役の独立性の弱さが指摘されていること、③従属会社の少数株主による支配企業の責任追求の手段としての株主訴訟には、訴訟提起のインセンティヴが欠けていること、が挙げられるとし、その欠陥を克服するためにド

イツにおいてなされているいくつかの立法案が検討される。

第二部では、わが国におけるコシツェルンやコンツェルン法学の発展を概観した後、従属的な株式会社における少数株主の保護のための立法論を展開する。筆者は、従属会社の財産状態を独立企業と同じ状態に保つことをわが国のコンツェルン規制の基本理念とすべきであるとする。そのための具体的な方法としては、大規模な従属株式会社では、少数株主自身の行動に期待することには疑問があるので、ドイツにおける立法案を取り入れ、従属会社の監査役のうち少なくとも一人は少数株主の代表として選任されるべきこととし(選任決議において支配会社の議決権行使を認めない)、この監査役に少数株主保護のための監査活動を担わせるとともに、この監査制度が機能しない場合には、従属会社の少数株主の株式を適正な価格で買い取る義務を支配会社に課すべきことなどを提案する。

第三部では、明文のコンツェルン規制が存しないドイツ有限会社法を取り上げ、主として判例法により、社員の誠実義務という考え方が発見され発展することを通じて、少数社員の保護が図られてきた過程を4つの時期に区分して明らかにしている。ここでは、大規模な従属株式会社における少数株主と異なり、小規模な従属有限会社の少数社員は、みずからの利益をみずから守ることが期待され、そのために、有限会社法に包括的な情報請求権が規定されるとともに、解釈論として株式法の契約コンツェルンにおけるような社員の退出権が認められていることが示される。第四部では、第三部での検討を参考にして、わが国における従属的な小規模閉鎖会社についての立法論として、商法特例法上の小会社や有限会社については、上記のような監査制度を導入しえないので、単独株主権・社員権として包括的な情報請求権を法定することによって、少数株主・社員自身による監視活動を可能にすることとし、また、一定の要件の下に、従属会社の株主・社員に支配会社に対する株式・持分買取請求権を与えることなどを提案する。

論文審査結果の要旨

わが国でも企業結合立法の必要性が叫ばれるようになってから既に久しく、しかも、純粋持株会社の解禁が近く実現しようとする中で、その必要はまさしく現実のものとなっており、具体的な立法の方向・内容を議論すべき時期に至っている。本論文は、ドイツ法の経験に基づき、わが国における企業結合立法に向けて、とりわけ従属会社の少数株主・社員の保護のあり方について、具体的な立法提案を示そうという強い目的意識に支えられた意欲的な論文である。

ドイツ企業結合法に関しては、わが国でも既に多数の紹介や研究がなされており、比較法の題材としては必ずしも目新しいものではない。しかし、数多くの論点について膨大な量の文献が蓄積しているせいか、わが国の研究には、個別の局面をめぐる議論を断片的に紹介するにとどまり、

企業結合規制全体の中での位置づけやわが国の企業結合法の解釈論・立法論にとっての意義を曖昧にしたままのものも少なくなかった。本論文は、ドイツ企業結合法を通史的に捉え、特に従属会社の少数株主・社員の保護の必要が認識され、立法や解釈による保護が試みられ、その欠陥や限界が指摘され、それを克服する努力がなされているという様子を明確に描き出すことに成功しており、ドイツ留学において培った筆者の視野の広さがあればこそ、ドイツ企業結合法の全体象を提示しえたものということができる。

次いで、本論文は、ドイツ法の経緯を踏まえ、わが国における企業結合立法のために、条文に近いかたちで具体的な提案を行なっており、時宜にかなった建設的な試みとして高く評価することができる。これらの提案は、1965年の株式法制定以来30年余りを経過したドイツにおいて、株式法の規制にどのような欠陥があると指摘され、それに対してどのような議論があり、どのような改善案が提示されているかを詳細に紹介・検討したことに基づいてなされている。支配会社から従属会社への影響力の行使や会社間の取引の実態は、外部からは把握することが困難であり、支配会社の損害賠償責任を法定するだけでは、実効性に乏しい。そうかといって、支配会社に厳格な結果責任を課したのでは、弾力的な企業結合形態の形成を著しく阻害する。ドイツにおける議論の検討に基づいて本論文が提示した少数派代表監査役の制度、開示制度、支配会社による従属会社株式の買取義務等の提案は、事実上のコンツェルン規制の欠陥を相当程度まで改善した実効的な規制のあり方として、かなりの説得力をもっているといえる。

もっとも、立法論として提案されていることが、実際にどのように運用されうるのか、どの程度の実効性をもちうるのかということについての検討には、まだ十分に詰め切れていない部分が残されている。また、企業結合の状況は国によって大きな違いがあるから、それぞれの国における実態を把握し、それに適した規制のあり方を考えていかなければならないが、本論文は、わが国のコンツェルン形成史や企業組織の経済学的な分析に関する文献なども参照してはいるものの、検討が足りているかどうかなお疑問が残る部分も存する。しかし、大規模な株式会社と小規模で閉鎖的な株式会社・有限会社について、それぞれの性格に即して、少数株主・社員の保護のあり方をめぐる一つの基本的な考え方を示した意義は大きく、企業結合立法に向けた今後のわが国の議論において、本論文がしばしば参照されるであろうことは疑いない。そして、本論文は、そうした議論の中で、これからも筆者が重要な貢献をなすであろうことを十分に期待させるものである。

以上により、本論文は、博士(法学)の学位を授与するに値するものと認められる。